

Title	学校図書館の整備充実に関する調査研究協力者会議による「これからの学校図書館の整備充実について(報告)(素案)」に対する考察
Author	川瀬, 綾子 / 西尾, 純子 / 森, 美由紀 / 北, 克一
Citation	情報学. 13 巻 2 号, p.9-21.
Issue Date	2016
ISSN	1349-4511
Type	Departmental Bulletin Paper
Textversion	Publisher
Publisher	大阪市立大学創造都市研究科情報学専攻
Description	
DOI	

Placed on: Osaka City University

学校図書館の整備充実に関する調査研究協力者会議による「これからの学校図書館の整備充実について（報告）（素案）」に対する考察

Study of the Draft Recommendation of Research Collaborators Working Group -Maintenance Improvement of School Library-

川瀬綾子[†] 西尾純子^{††} 森美由紀^{†††} 北克一^{††††}

KAWASE Ayako[†], NISHIO Junko^{††}, MORI Miyuki^{†††}, KITA Katsuichi^{††††}

要旨：文部科学省では、「学校図書館の運営に係る基本的な視点や、学校司書の資格・養成の在り方について一定の指針を得るために」、2015年6月に「学校図書館の整備充実に関する調査研究協力者会議」を立ち上げた。

本稿では、この協力者会議の検討時に示された「これからの学校図書館の整備充実について（報告）（素案）」の中で学校教育と学校図書館に関する基本的な考え方をはじめとする現状と課題、改善の方策等についてどのような方向性を打ち出したのか、その評価及び検討を行う。

キーワード：学校図書館の整備充実に関する調査研究協力者会議、学校図書館、学校司書

Keywords：Research Collaborators Working Group Maintenance Improvement of School Library, School Library, School Librarian

1. はじめに

この十数年の学校図書館に関する法制度等の変化を概括すると、学校教育における学校図書館への期待、関心が見て取れる。

1997年の学校図書館法の一部改正により、2003年4月から12学級以上の学校に司書教諭が必置されることが決定した。

一方、2001年には子どもの読書活動推進に関する法律が、2005年には文字・活字文化振興法が成立している。また2012年度からは、第4次学校図書館図書整備五か年計画として、学校図書館図書整備経費(単年度約200億円、総額約1,000億円)、学校図書館への新聞整備経費(単年度約15億円、総額約75億円)の地方財政措置が講じられている。

他方、学校司書の配置に係る経費として、2012年度以降、毎年度約150億円の地方財政措置が講じられている。

また、2014年の改正学校図書館法第6条(平成

26年6月27日法律第93号)では、学校司書の法制化が確定するとともに、学校司書への研修等の実施について規定された¹。そして同法附則第2項において、「国は、学校司書(中略)職務の内容が専門的知識及び技能を必要とするものであることに鑑み、(中略)学校司書としての資格の在り方、その養成の在り方等について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」と規定された²。

更に、最近では学校図書館に求められる役割として、読書活動の推進のための活用を始め、各教科等のさまざまな授業で活用されることにより、言語活動や探求学習の場となり、今後の学習の在り方である「アクティブ・ラーニング」³を支援していく役割が期待されている。

これらを踏まえ文部科学省では、「学校図書館の運営に係る基本的な視点や、学校司書の資格・養成の在り方について一定の指針を得るために」⁴、2015年6月に「学校図書館の整備充実に関する調査研究協力者会議」(以下、協力者会議)⁵を立ち上げた。

本稿では、この協力者会議の検討時に示された「これからの学校図書館の整備充実について(報

[†]京都精華大学

^{††}龍谷大学

^{†††}梅花女子大学

^{††††}相愛大学

告(素案)」(以下、「整備充実(素案)」)⁶の中で、学校教育と学校図書館に関する基本的な考え方ははじめとする現状と課題、改善の方策等についてどのような方向性を打ち出したのかを中心に評価、検討を行う。

なお、本稿は協力者会議により最終提示される「これからの学校図書館の整備充実について(報告)」(以下、「整備充実(報告)」)の素案段階での評価である。また、本稿では「整備充実(素案)」が議題となった第7回の議事録についても参照した⁷。

この「整備充実(素案)」で示された「4. 学校司書の資格・養成の在り方について」は協力者会議の下部組織である「学校司書の資格・養成等に関する作業部会」との兼ね合いから別稿で取り扱う。

2. 協力者会議の「整備充実(素案)」

2.1 「整備充実(素案)」への経緯

最初に「審議のまとめ」の構成枠組みを確認し、検証を進める。「学校図書館の整備充実に関する審議のまとめ(素案)」(以下、「審議のまとめ(素案)」)は、第6回協力者会議において、資料1「審議のまとめ(素案)」として配布され、第6回協力者会議の主な審議対象となったものである⁸。

さらに、第7回協力者会議において資料3「整備充実(素案)」として提出され、審議の結果、先の第6回協力者会議の審議対象資料である「審議のまとめ(素案)」を修正したものととして、公表の運びとなったものである。

2.2 「整備充実(素案)」の構成

今回に協力者会議が公表した「整備充実(素案)」の構成は次である。

はじめに

1. 学校教育と学校図書館に対する基本的な考え方について
2. 学校図書館の現状と課題、改善の方向性について
3. 「学校図書館ガイドライン」について
4. 学校司書の資格・養成の在り方について
5. 今後求められる取組について

「整備充実(素案)」の項目「はじめに」では、1997年の学校図書館法改正によって12学級以上の規模の学校に司書教諭が必置されることになって以降の学校図書館を取り巻く立法措置や、文部科学行政等の施策を述べ、さらに2014年の学校図書館法の一部改正による学校司書の法制化などに触れた後、協力者会議設置の趣旨を述べている。

「整備充実(素案)」の項目1は、学校教育と学校図書館に対する基本的な考え方について、学校教育法、学校図書館法等を根拠法として、今後の学校図書館の役割と課題についてまとめている。

「整備充実(素案)」の項目2は、学校図書館の現状と課題、改善の方向性についてである。特に改善の方向性については、1)「学校図書館ガイドライン」を定めることの必要性、2)学校司書の資格・養成の在り方について、作業部会を設け、その検討内容を踏まえて、結果を取りまとめた、3)今後、国、都道府県および市町村、各学校それぞれに求められる取組についてまとめたこと、が示されている。

「整備充実(素案)」の項目3は、「学校図書館ガイドライン」が示されている。2012年に図書館法第7条の2に基づき公示、施行された「望ましい基準」⁹と異なり、学校図書館法には「望ましい基準」を制定する準拠条項がないため、「ガイドライン」として、地方公共団体等に示したものである。

残念ながら、法的規範力は相対的に弱い。

「整備充実(素案)」の項目4は、「学校司書の資格・養成の在り方について」である。今回の学校図書館法改正による学校司書の法制化、および、その資格・養成の在り方について取り上げている。

2016年5月に協力者会議は、「特に、学校司書の資格・養成等については、学校図書館法の一部を改正する法律(平成26年6月27日法律第93号)の附則第2項を踏まえ、審議を更に深める必要があることから、「学校図書館の整備充実に関する調査研究協力者会議」の下に、「学校司書の資格・養成等に関する作業部会を設置」している。

協力者会議では、この作業部会での検討結果である「学校司書の資格・養成等の在り方について」を審議し、今回に「整備充実(素案)」の項目4

「学校司書の資格・養成等の在り方について」として公開したものである。

「整備充実（素案）」の項目 5 は、「今後求められる取組について」、(1) 国に求められる取組、(2) 都道府県および市町村の教育員会等に求められる取組、(3) 校長のリーダーシップの下に各学校に求められる取組、について、求められる事項、必要とされる事項について記したものである。

以上、「整備充実（素案）」の概略を記した。以下では、この「整備充実（素案）」の構成に従い、学校図書館を取り巻く現状と課題、改善の方策等について「整備充実（素案）」が投げかけているものについて検討を進める。

3. 学校教育と学校図書館に対する基本的な考え方について

「はじめに」において、学校図書館法をはじめとする学校図書館関係の法改正の流れ、および文部科学省のこの間の施策を簡単に解説し、2014年の学校図書館法改正による学校司書の法制化とその資格の在り方、養成の在り方についての政策課題を説明している。これを受けての協力者会議及び専門部会である作業部会設置の経緯を述べている。さらに、学校図書館に今後求められることとして、調べ学習や新聞を活用した教育(NIE: Newspaper in Education)、「アクティブ・ラーニング」支援などへの期待を述べている。

続いて、「1. 学校教育と学校図書館に対する基本的な考え方について」で、最初に学校教育法において、「義務教育の目標として読書に親しませること(第21条第5号)、(中略)学力の三要素として、基礎的な知識及び技能の習得、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力の育成、主体的に学習に取り組む態度の養成(第30条第2項等)を引き、これからの学校教育の基本的な目的を掲げている。

これを受けて、学校図書館法の条文から学校図書館を位置付け(学校図書館法第1, 2, 3条)、学校図書館の機能を次のように列挙している(学校図書館法第4条1項)。

- ・図書館資料を収集し、児童生徒及び教職員の利用に供すること。
- ・図書館資料の分類排列を適切にし、及びその

目録を整備すること。

- ・読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を行うこと。

- ・図書館資料の利用その他学校図書館の利用に関し、児童生徒に対し指導を行うこと。

- ・他の学校の学校図書館、図書室、博物館、公民館等と緊密に連絡し、及び協力すること。

これらの前段を受けて、学校図書館の機能を「読書センター」、「学習センター」、「情報センター」としている。

特徴的なのは、従来「学習・情報センター」として位置付けてきた学校図書館の機能を、「学習センター」、「情報センター」とに分割している点である。また、過去にあった学校図書館の3機能の一つである「教材センター」が背景に退いている。順に取り上げる。

3.1 学校図書館の3機能

「整備充実（素案）」では、学校図書館の3機能として、「読書センター」、「学習センター」、「情報センター」の機能を、次のように記述している。

「読書センター」：児童生徒の想像力を培い、学習に対する興味・関心等を呼び起こし、豊かな心や人間性、教養、創造力等を育む自由な読書活動や読書指導の場

「学習センター」：児童生徒の自発的・主体的・協働的な学習活動を支援したり、授業の内容を豊かにしてその理解を深めたりする

「情報センター」：児童生徒や教職員の情報ニーズに対応したり、児童生徒の情報の収集・選択・活用能力¹⁰を育成したりする

さて、第6回配布資料「資料1 学校図書館の整備・充実に関する審議のまとめ(素案)」では、「1 学校図書館に関する基本的な考え方について」において、次のように記述していた¹¹。

学校は、(中略)図書館に期待されている、児童生徒の自発的・主体的・協働的な学習活動を支援したり、授業の内容を豊かにしてその理解を深めたりするとともに、児童生徒や教職員の情報ニーズに対応したり、児童生徒の情報の収

集・選択・活用能力を育成したりする「学習センター」及び「情報センター」としての機能を、学校図書館が最大限に発揮できるようにすることが重要である。

これでは「学習センター」と「情報センター」としての機能、役割の区別がつかなかった。機能を分割して示すのであれば、明確に二つのセンター機能を区分した説明が必要であった。

今回の「整備充実(素案)」では、前回の「学習センター」及び「情報センター」としての機能を、前半と後半に分割をしている。

主要部分を圧縮して示せば、「学習センター」は児童生徒の学習活動を支援し、「情報センター」は児童生徒や教職員の情報ニーズに対応、となろう。

機能の位相レベルの相違はあるが、いま一つ機能の分化が明確ではない。

なお、学校図書館の3機能の内、「情報センター」機能に関してのみ、「児童生徒や教職員の情報ニーズに対応」と教職員の文言が記述されているが、次の教材情報センター機能に関わることである。

3.2 「教材センター」機能

個々の学校図書館の所蔵メディアだけで、教職員の日々の多様な教材ニーズに応えることは困難である。実際には、地域の公立図書館との連携や近隣の学校図書館との相互協力、学校図書館サポートセンター(仮称)の支援などのさまざまなサポート体制が必要である。

なおこうしたサポート体制では、きちんとした相互協力協定と共に物流体制の整備が求められる。いずれにせよ、学校図書館の「教材センター」機能は、こうした図書館間相互協力の各学校における連絡・調整機能をも担う。

これは先で、学校図書館法第4条1項を列挙した中の「図書館資料を収集し、児童生徒及び教職員の利用に供すること(下線は、筆者)」とも整合する。

3.3 探求的な学習とアクティブ・ラーニング

探求的な学習とは、個々人の周辺のさまざまな問題状況について、自ら課題を見つけ、自ら学び、

自ら考え、主体的に判断を行い、よりよく課題を解決する資質や能力を育てる学習である。探求の過程は、「課題の設定→情報の収集→整理・分析→まとめ・表現」というプロセスを経て、自らの考えや課題が新しく更新されて、新たな探求の過程が繰り返される、知のスパイラル過程である。

この内で、特に「情報の収集→整理・分析」に至る過程は、まさに学校図書館の「学習センター」、「情報センター」としての機能である。

一方、アクティブ・ラーニングとは、課題の発見と解決に向けて、主体的・協働的に学ぶ学習を意味し、知識・技能を定着させ、児童生徒の学習意欲を高める上でも効果的な学習方法である。

学ぶことと社会とのつながりを意識し、「どのように学ぶか」という学びの質や深まりを重視する学習である。また、学びの成果として「どのような力が身に付いた」という視点が重要である。

すなわち、ある事柄を知っているのみならず、実社会や実生活の中で知識・技能を活用しながら、自ら課題を発見し、主体的・協働的に探求し、成果等を表現していけるよう、学びの質や深まりを重視する。

「整備充実(素案)」では、「学校図書館の図書館資料等を有効に利活用することは、問題発見・解決のために必要な資料情報の収集・提供・選択等を通じて、授業内容を深め、児童生徒の理解を豊かにするものであり、アクティブ・ラーニングの視点からも重要」と、学校図書館の活用を評価している。

しかし一歩踏み込んで、単なる学校図書館の図書館資料等を利用するという視点到りならず、司書教諭、学校司書がいる学校図書館の機能こそがアクティブ・ラーニングの推進においても必要ということを強調しておきたい。

最後に「整備充実(素案)」は、学校図書館の機能を最大限に発揮するために、「学校図書館の運営に当たる専門的人材の配置やその資質能力の向上を図る」、「学校図書館における図書館資料の充実」が極めて重要と結んでいる¹²。

4. 学校図書館の現状と課題、改善の方向性について

4.1 現状と課題

「整備充実(素案)」では、司書教諭と学校司書がそれぞれに求められる役割・職務¹³に基づき連携・協力の必要性を説く。

また学校図書館図書標準の達成率を掲げ、今後も財政措置継続の必要性と、併せて、書架の「新鮮さ」維持のために適切な廃棄・更新の実施の必要性について触れている。

さらに、「アクティブ・ラーニング」の視点からの不断の授業改善のほか、小学校における英語教育、特別支援教育や外国人児童生徒に対する対応、主権者教育の推進など、学校教育への新たなニーズに図書館資料の観点からも応える必要」を強調している。

これは新しい視点である。しかし、こうした「学校教育への新たなニーズ」に応えるのは、単に学校図書館に資料が整っているだけでは充分ではない。そこに学校図書館の人が常駐して、いつでも利用できる体制整備が重要であり、学校図書館の機能整備が求められる。

4.2 改善の方向性

「整備充実(素案)」は、改善の方向性について3つの取組みを行う、としている。

- (1) 「学校図書館ガイドライン」を定める。
具体的内容は、「3. 学校図書館ガイドラインについて」で取り扱う。
- (2) 学校司書の資格・養成の在り方については、「作業部会」の検討を踏まえ、「4. 学校司書の資格・養成の在り方」で取り扱う。
- (3) 今後、国、及び教育委員会等(都道府県及び市町村)、各学校においては、「学校図書館ガイドライン」を踏まえ、学校図書館の充実に向けた施策の推進が必要である。

このように、実際の「施策」の主たる内容は、次の「3. 学校図書館ガイドラインについて」及び「4. 学校司書の資格・養成の在り方」で扱われている。

5. 学校図書館ガイドラインについて

学校図書館のガイドライン(仮称)は、次の章立てで構成されている。

- (1) 学校図書館目的・機能
- (2) 学校図書館の運営

- (3) 学校図書館の利活用
 - (4) 学校図書館に携わる教職員等
 - (5) 学校図書館における図書館資料
 - (6) 学校図書館の施設
 - (7) 学校図書館の評価
- 項目に従い、順に検討を進める。

5.1 学校図書館の目的・機能

学校図書館の目的では、学校図書館法を引用し、「学校の教育課程の展開に寄与するとともに児童生徒の健全な教養を育成する」としている。

目的としては、「読書センター」、「学習センター」、「情報センター」の3機能を挙げている。

しかし、学校図書館の「情報センター」機能は、情報や情報手段を主体的に選択し活用していくために必要な情報活用能力を育む過程での支援機能である。ここで情報活用能力とは、情報要求を言語化でき、適切な情報資源の選択と検索の実行及び検索結果の評価、咀嚼の上で、仲間と発表・討議、まとめをして、課題解決の道を見つけていく能力、クリティカル・シンキングの力である。

これは例えば、中央教育審議会において育成が検討されている次のような情報処理能力¹⁴とは、位相が異なる。

- 1) 小学校においてはプログラミングの体験的な学習機会を確保する
- 2) 中学校においては計測・制御に加えて動的コンテンツ等に関するプログラムを学ぶようにすること
- 3) 高等学校ではプログラムの指導を含む「情報の科学」に関しては、履修率が約2割と考えられる現状から、すべての生徒がプログラミングを学ぶこととする

学校図書館の「情報センター」機能に言及する時には、しっかりとした線引きが肝要である。

5.2 学校図書館の運営

「(2) 学校図書館の運営」では、「校長は、学校図書館の館長としての役割も担っており、校長のリーダーシップの下、学校は学校種、規模、児童生徒や地域の特性なども踏まえ、学校図書館全体計画を策定するとともに、同計画等に基づき、教職員の連携の下、計画的・組織的に学校図書館の

運営がなされるよう努める。」と明記している。

中央教育審議会・教育課程企画特別部会による「教育課程企画特別部会における論点整理について(報告)」において、校長のリーダーシップの下での「チーム学校」が強く打ち出された¹⁵。こうした教育における学校マネジメントの推進を受けての論述と考えられる。

なお、例示として「例えば、教育委員会が校長を学校図書館の館長として指名することも有効」としている。学校運営の理念と学校経営(学校マネジメント)の中に学校図書館も包摂する考え方である。

さらに、学校図書館の役割、期待として「可能な限り教職員や児童生徒が最大限自由に活用できるよう、また、学級になじめない子供の居場所となりうることも踏まえ、児童生徒の登校時から下校時までの開館に努める。また、土曜日や長期休業日等にも学校図書館を開館し、児童生徒に読書や学習の場を提供することも有効である。」としている。

この記述は、学校図書館に対して複数の要求を列挙している。個々の要求を学校図書館が充足するには、いかなる基礎条件が必要とされるかを考えておきたい。

(1) 「可能な限り教職員や児童生徒が最大限自由に活用できるよう」に対応ができるには、学校図書館が常時開館をしていなければならない。そのためには、学校図書館の専従する学校司書のフルタイムでの常時勤務が前提となる。職員室の「カギ箱」に学校図書館のカギがあり、持ち出しノート記入で先着順に学校図書館を使用する、といった体制ではない。常時、学校図書館に学校司書がおり、学習センターとして利用の事前・事後のサポートも含めたサービス体制の構築が求められる。

(2) 「学級になじめない子供の居場所となりうることも等」の記述がある。「子どもの読書サポーターズ会議」の『これからの学校図書館の活用の在り方等について(報告)』の「子どもたちの「居場所」の提供」、放課後などに「安全・安心に過ごせる場」¹⁶という内容を受けての記述である。

しかし、実現には常駐の学校司書1名勤務体制では、対応ができない。

さらに、「土曜日や長期休業日等にも学校図書館を開館」と、記述は続くが、またしても学校司書の勤務体制が問題となる。

1校に1人以上の専任学校司書や司書教諭等が勤務している状況下でないと長時間開館、長期休暇中の開館、児童生徒の心の支えなどは難しい。

5.3 学校図書館の利活用

学校図書館の利活用では、「学校図書館は児童生徒が落ち着いて読書を行うことができる、安らぎのある環境や知的好奇心を醸成する開かれた学びの場としての環境を整えるよう努める。」と、学校図書館の読書センター機能と学習センター機能の両立を求めている。

近年、大学図書館等ではラーニングコモンズの概念の元に、図書館空間を二つのゾーンにすみ分ける改築、新築が続いているが、現在の学校図書館の施設設備でどのように対処をすればよいのであろうか。

例えば将来的に余った教室等の改築や活用を考えながら¹⁷、学校図書館にアクティブ・ラーニングスペースを設け、学校図書館メディアの活用や様々な情報資源へのアクセス環境の中で、深い学びの過程、対話的な学びの過程、主体的な学びの過程¹⁸を保障・支援する学校図書館の学習支援センター機能の強化が望まれる。

併せて、学校図書館の基本的な機能である情報へのアクセスの保障、様々なサポートが受けられるレファレンスサービス機能をさらに強化することも考えられよう。

また、「公共図書館や他の学校の学校図書館から相互貸出を行うよう努める」としているのは、当然であろう。

さらに、「学校は、(中略)各教科等を横断的に捉え、学校図書館の利活用を基にした情報活用能力を学校全体として計画的かつ体系的に指導するよう努める。」「学校は、教育課程との関連を踏まえた学校図書館の利用指導・読書指導・情報活用に関する各種指導計画等に基づき、計画的に学校図書館の利活用が図られるよう努める」と、している。

主語は「学校」であり、目的は「情報活用能力を学校全体として計画的かつ体系的に指導する」

である。その中に、学校図書館も学校マネジメントの一環として加えられている。

5.4 学校図書館に携わる教職員等

学校図書館に携わる教職員等では、校長のリーダーシップを再度、強調するとともに、「学校図書館の運営に関わる主な教職員には、校長等の管理職、司書教諭や一般の教員(教諭等)、学校司書等があり、(中略)互いに連携・協力し、組織的に取り組む」とチーム学校体制を強調している。

しかし、ここには教職員や司書教諭、学校司書等により構成、運営される学校図書館運営委員会(仮称)や児童生徒の図書委員会(仮称)への言及が欠けている。足腰の運営体制にも目配りを望みたい。

5.5 学校図書館における図書館資料

学校図書館における図書館資料は、1) 図書館資料の種類、2) 図書館資料の選定・提供、3) 図書館資料の整理・配架、4) 図書館資料の廃棄・更新の4項目によって構成されている。以下、順に考察する。

1) 図書館資料の種類

図書館資料の種類では、「小学校英語を含め、とりわけ外国語教育においては特に音声等の教材に、理科等の他の教科においては動画等の教材に学習上の効果が見込まれることから、教育課程の展開に寄与するデジタル教材を図書館資料として充実するよう努める。」との記述内容が目新しい。

しかし、別途に中間報告がされている「『デジタル教科書』の位置付けに関する検討会議 中間まとめ」¹⁹⁾においては、「デジタル教科書」を現在の検定制度を経た紙の教科書と内容が同一であるものに限定している。また、「デジタル教科書(教材)」は、採用した「デジタル教科書」と対応して使用することより、基本的に同一の教科書作成者によるものとしている。

いずれにせよ、紙の教科書であれ、「デジタル教科書(教材)」であれ、公立の小・中学校では設置地方公共団体の教育委員会単位での選定、採用であり、単独の学校、学校図書館において決定が

できるものではない。

この意味で、学校図書館に「デジタル教材を図書館資料として充実するよう努める」という文言は、唐突の感を免れない。

また、発達障害を含む障害のある児童生徒や日本語能力に応じた支援を必要とする児童生徒のための資料は、学校図書館単独での収集は難しい。学校図書館支援センター、地域の公立図書館との連携やサピエ図書館等の活用も考慮するべきである。

よって「学校図書館の運営」や「図書館資料の選定・提供」にも障害のある児童生徒、日本語を母語としない児童生徒に対する資料の提供と連携を明確に記しておく必要があったのではないか。

また、学校図書館のコレクションは資料のみならず、多様な情報資源の活用へと広がっている。「デジタル教科書(教材)」へのアプローチに留まらない幅広い教材への取り組みの必要性も明記することが望ましい。

2) 図書館資料の選定・提供

図書館資料の選定・提供の項目では、「学校図書館図書標準」に触れると共に、新しく「学校図書館デジタル教材等標準」の制定の必要性や、インターネット環境の活用と留意点なども取り上げ、情報活用に関する支援などの学校図書館の役割等についても言及する必要がある。

ここでは、学校図書館で収集すべき各種図書館資料の選定や提供について触れられるはずであるが、「図書館資料の選定等は学校の教育活動の一部として行われるものであり、基準に沿った図書選定を行うための校内組織を整備し」とあり、図書の選定が前提となった文言となっている。資料選定もしくはメディア選定等に改めるべきであろう。

また、学校図書館の守備範囲として、デジタル資料、デジタル教材やインターネット情報資源のことも対象として考えると、利用・アクセスに必要な電子デバイスの配置やネットワーク環境の整備も欠かせない。

さらには、システム・トラブル時のサポート体制の確保や情報セキュリティへの目配りも必要で

ある。

3) 図書館資料の整理・配架

児童生徒の発達段階や、資料の全体量を考慮し、学校図書館全体のサイン計画を企画、実行する必要性や、それに基づく書架分類、所在記号などの役割を述べると共に、コンピュータ目録の導入の必要性などという点にも触れておくべきではないだろうか。

一方、特別な配慮を必要とする児童生徒等のために、施設面でのバリアフリー化を進めると共に、学校図書館においても書架等の配置計画への反映、点字案内、必要に応じたピクトグラムの採用など、肌理の細かい配慮も望みたい。

4) 図書館資料の廃棄・更新

図書館資料の廃棄・更新の項目では、「学校図書館メディアの廃棄基準」制定の必要性を強調し、同基準整備への足掛かりとしたい。

5.6 学校図書館の施設

「これからの学校図書館には、主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニングの視点からの学び）」が期待されている。学校図書館にも大学図書館等で設置が進んでいるラーニングコモンズの設置を期待するものであろう。

また、学校図書館を含む学校全体への高速 LAN(当面、100Mbps 以上)の整備や学校教育用アクセスポイントとした無線 LAN の整備も求められる。無線 LAN 環境の整備について、デジタル教科書教材協議会(DiTT)のシンポジウム(2016 年 7 月 25 日開催)において、総務省の取り組みが次のように説明されている²⁰。

総務省は 5 月、全国の学校に無線 LAN 導入費用の補助を検討していることを発表した。学校等の施設は災害時に防災拠点となるため、避難者らが LAN 環境を利用することができるよう整備を進める。また、これは平時でも利用可能となるため、学校での ICT 教育に活用することができるという。

さらに、総務省「電波政策 2020 懇談会報告書」

では、電波利用料の使途を 2020 年を目途に、防災も兼ねた教育拠点の情報環境整備を求めている²¹。2017 年度から 3 ヶ年計画で、防災拠点のトラフィックの混雑を、Wi-Fi でオフロードにしていこう構想である。セルラーと Wi-Fi のミックス通信環境である²²。

5.7 学校図書館の評価

学校図書館の評価については、PDCA サイクルの必要性や、評価においてアウトプットのみならず、アウトカムの側面も必要などの意見も審議中にあり、今回のまとめでも取りあげられている。

ただし、「コミュニティ・スクールにおいては、評価にあたって学校運営協議会を活用することも考えられる。」との一文は、「コミュニティ・スクール」、「学校運営協議会」とともに、初出の語彙、概念であり、唐突に過ぎる。今少し、丁寧な解説を要しよう。

例えば、中央教育審議会「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について」(平成 27 年 12 月 21 日)²³において示された「チーム学校」の一員としての学校図書館の位置付けが積極的になされてもよい。

また、学校を核とした地域づくりについては、中央教育審議会「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について(答申)」などの考え方を参照したほうが望ましい²⁴。

6. 学校司書の資格・養成の在り方について

「学校司書の資格・養成等の在り方について」の検討は、第 7 回学校図書館の整備充実に関する調査研究協力者会議に資料 1 として配布された「学校司書の資格・養成等の在り方について」(案)²⁵を対象に検討を行い、「学校司書の資格・養成等の在り方について」の検討—学校図書館の整備充実に関する調査研究協力者会議・作業部会—²⁶として、別途論述を行った。

6.1 既存、「学校司書」への研修等

なお、項目「(3) 学校司書への研修等について」では、主として学校司書の新規養成及び新任研修等に言及している。

一方、現在、学校図書館に勤務しているいわゆる学校司書が採用時点で有していた資格は、司書が 54.5%、司書教諭が 13.7%である²⁷。逆には 21.8%は、どちらの資格も保有していなかった者である。

現在の学校司書はこのように資格面において多様であり、又、雇用形態、実務経験等もばらつきがある。こうした雑多な属性集団を、一定のグループにセグメントして、必要な研修内容とその実施へのモデルプランを策定、振興することも重要な課題であろう。

6.2 モデルカリキュラムと資格

第7回議事録では、委員からモデルカリキュラムと資格に関して質問があり、事務局が答えている。第一は医者、弁護士等の職務独占資格である。第二は図書館法の司書と各館種等での司書資格の流用読み替えなどの実態である。

第三に、履修証明プログラムの中で養成を行っている事例として、社会調査士が紹介されている。

社会調査士は、一般社団法人社会調査協会²⁸が認定する資格である。学部段階で認定6科目の取得で得られる²⁹。

法的な資格担保のない一般社団法人社会調査協会の認定資格である。今回に検討課題となっている学校司書の養成カリキュラムの検討において、「各大学等が履修証明制度を活用」し、「その修了の事実を証する証明書等を学校司書の資格として活用する」³⁰手法は、果たして学校司書の専門性の向上、学校図書館の充実・発展に中長期的につながるしくみなのであろうか。慎重な検討を要することと考える。

7. 今後求められる取組について

学校図書館の充実へ向けて、「国に求められる取組」、「教育委員会等に求められる取組」、「学校に求められる取組」に分けて必要事項が記載されている。

国に求められる取組では、文科省に対して、大学等へ「学校司書のモデルカリキュラム」の周知、開講等の依頼、普及等を図ることが必要とされている。

「教育委員会等に求められる取組」では、「素案」

では記されなかった校長を学校図書館長として指名するという点が加えられた。これにより校長の学校図書館への責務や、関心が高まり、よりよい学校図書館活動へと躍進する可能性を秘めている。

司書教諭については、学校図書館の職務に、より専念できるよう、担当授業時間数の軽減が求められている。しかし、本来は国に対して公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の見直し、司書教諭の専任化を求めているべきであろう。

学校司書に関しては、「自ら雇用する職員を置くよう努める必要がある。」とされ、「素案」よりも雇用の改善へ向けた文言になっているが、非正規や複数校勤務を退ける文言では無い。専門的能力が発揮できるよう、更なる雇用の改善への働きかけが必要となろう。

8. さいごに

協力者会議の下に設置された作業部会は、学校司書養成カリキュラム等について検討を行い、12科目 24 単位案をまとめて、協力者会議に報告した。

この12科目 24 単位案の内、現在の資格課程における科目の「読み替え(流用)」対象科目は次である。

司書教諭課程	3 科目 6 単位
司書課程	6 科目 12 単位 ³¹
教職課程	3 科目 6 単位
合計	12 科目 24 単位

学校司書の独自科目は、学校図書館概論 1 科目 2 単位である。司書教諭科目、司書課程科目、教職科目等の読み替えの措置とはいえ、独自科目 1 科目 2 単位での「単位取得証明書制度」とは、と学校司書の独自性、専門性が改めて問われよう。

また、履修者側からすれば、司書教諭課程、司書課程、教職課程の3課程をすべて履修するケースは、学部段階では時間割配置上、相当な努力が必要である。

実際の組み合わせは、1) 司書教諭課程の履修者が、学校司書養成「コース」も追加履修する、2) 司書課程履修者が、学校司書養成「コース」も追加履修する、の2ケースと考えられる。

ここで問題は、学校司書養成「コース」を修了しても学校司書という資格付与はなく、当該科目群の取得証明書が大学等から発行されるだけである。

全国的に学校司書の不安定な雇用条件や勤務待遇を鑑みれば、既存資格に追加する形で、学校司書の養成科目をさらに受講するインセンティブは乏しいのではなからうか。

図書館法改正において、その第6条で学校司書を法制化しながら、養成仕組みにおいて、司書教諭と同様の「省令科目」の設定ができなかったことが、根本的な遠因である。

司書教諭と学校司書の「二職並置論」をめぐる多様な見解が交差してきた中で、今回の学校図書館法改正において、はからずも二職並置の環境が出現した。

教諭をもって充てる司書教諭(教育職)と専ら学校図書館業務に専従する学校司書(事務職系)との職種の壁は大きい。

長期的に学校図書館メディア・スペシャリストとしての一職種、専任・専従化をめざすのであれば、今後の学校図書館における実践成果の上に立った新しい学校図書館メディア・スペシャリストの可能性を示していく必要があると考える。

併せて、不安定な学校司書の立ち位置の改善へとつながる図書館法第6条の改正を一刻も早い機会に、強く望みたい³²。

なお、予定では第7回の協力者会議が最終とされていたが、「更に審議を深める必要があることから」、第8回が開催されることとなった³³。

協力者会議による「整備充実」(報告)が提示され次第、補論を起こしたい。

引用文献

1 学校図書館法(昭和二十八年八月八日法律第八十五号)

最終改正：平成二六年六月二七日法律第九三号
(学校司書)

第六条 学校には、前条第一項の司書教諭のほか、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員(次項において「学校司書」という。)を置くように努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、学校司書の資質の向上を図るため、研修の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 学校図書館法附則第2項

国は、学校司書(この法律による改正後の学校図書館法(以下この項において「新法」という。))第六条第一項に規定する学校司書をいう。以下この項において同じ。)の職務の内容が専門的知識及び技能を必要とするものであることに鑑み、この法律の施行後速やかに、新法の施行の状況等を勘案し、学校司書としての資格の在り方、その養成の在り方等について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

3 中央教育審議会は教育課程企画特別部会「教育課程企画特別部会における論点整理について(報告)」平成27年8月26日、において、「アクティブ・ラーニング」は、「なにを学ぶか」だけでなく、「どのように学ぶか」をも重視し、「主体的な学び」、「対話的な学び」、「深い学び」を打ち出している。また、2020年度以降に実施される新学習指導要領も同様の方向性である。

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/053/sonota/1361117.htm

[確認：2016年9月25日]

今回の協力者会議においても、この方向性は平仄を合わせている。

4 「学校図書館の整備充実に関する調査研究協力者会議(第6回)配布資料1「学校図書館の整備充実に関する審議のまとめ(素案)」の「はじめに」から。

5 「学校図書館の整備充実に関する調査研究協力者会議」の第1回は、2015年8月26日に開催され、座長に堀川 照代が就任している。

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/115/index.htm

[確認：2016年9月25日]

6 「学校図書館の整備充実に関する調査研究協力者会議」(第7回) 配布資料3 「これからの学校図書館の整備充実について(報告)(素案)」

7 学校図書館の整備充実に関する調査研究協力者会議(第7回) 議事録

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/115/gijiroku/1377471.htm

[確認: 2016年9月25日]

8 「学校図書館の整備充実に関する調査研究協力者会議」(第6回) 配布資料1 「学校図書館の整備充実に関する審議のまとめ(素案)」

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/115/shiryo/attach/1373978.htm

[確認: 2016年9月25日]

9 図書館の設置及び運営上の望ましい基準(平成24年12月19日 文部科学省告示第172号)

図書館法(昭和二十五年法律第百十八号)第七条の二の規定に基づき、公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準(平成十三年文部科学省告示第百三十二号)の全部を次のように改正し、平成24年12月19日から施行する。

10 「整備充実(素案)」自身が注記において、情報活用能力について、次のように記している。

情報活用能力は、情報及び情報手段を主体的に選択し、活用していくための個人の基礎的資質であるとされており、1 情報活用の実践力、2 情報の科学的な理解、3 情報社会に参画する態度の3観点に整理されている(「教育の情報化に関する手引き」文部科学省)

11 前掲8)

12 「学校図書館における図書館資料の充実」は、2012年度からの第4次学校図書館図書整備計画や学校図書館への新聞配備に要する経費の財政措置等を意味している。

一方、「学校図書館の運営に当たる専門的人材の配置やその資質能力の向上を図る」に関連しての、学校司書配置については、現状は次である。

学校図書館担当職員(いわゆる「学校司書」)の配置: 約150億円; 内訳: 小学校約9,800人、中学校約4,500人配置分(単価約105万円)

「学校司書」の配置について地方交付税措置されたのは、2012年度からである。

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/dokusho/link/1318154.htm

[確認: 2016年9月25日]

しかし、学校司書の年間雇用対価が「単価約105万円」という積算から想定される勤務形態は、「学

校図書館の運営に当たる専門的人材の配置やその資質能力の向上を図る」という高らかな宣言とは、矛盾している。

なお、いずれの積算予算も使途が限定されない地方交付税での財政措置であり、上記の通り使用されるためには各自治体での予算化が必要である。¹³司書教諭と学校司書がそれぞれに求められる役割・職務については、次に準拠している。

「これからの学校図書館担当職員に求められる役割・職務及びその資質能力の向上方策等について(報告)」平成26年3月31日、学校図書館担当職員の役割及びその資質の向上に関する調査研究協力者会議

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/099/houkoku/1346118.htm

[確認: 2016年9月25日]

14 2020年代に向けた教育の情報化に関する懇談会「2020年代に向けた教育の情報化に関する懇談会」最終まとめ」平成28年7月28日, p.6.

http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/28/07/_icsFiles/afieldfile/2016/07/29/1375100_01_1_1.pdf

[確認: 2016年9月25日]

15 教育課程企画特別部会における論点整理について(報告)平成27年8月26日 教育課程企画特別部会

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/053/sonota/1361117.html

[確認: 2016年9月25日]

16 「これからの学校図書館の活用の在り方等について(報告)」平成21年3月 子どもの読書サポーターズ会議

「2. 学校図書館の機能・役割」- 「(3)その他の機能」- 「ア 子どもたちの「居場所」の提供」次の記述がある。

○ 昼休みや放課後の学校図書館は、教室内の固定された人間関係から離れ、児童生徒が自分だけの時間を過ごしたり、年齢の異なる様々な人々とのかかわりを持つことができる場となる。児童生徒がこのような学校図書館を、校内における「心の居場所」としているケースも多く見られる。

○ また、放課後の学校図書館は、放課後の子どもたちが安全・安心に過ごせる場ともなっている。

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/dokusho/meeting/_icsFiles/afieldfile/2009/05/08/1236373_1.pdf

[確認: 2016年9月25日]

17 例えば、少し古い資料であるが、次のものは、

学校図書館の施設・環境づくりの基本的な考え方を整理したものとして役立つ。

文部科学省[著作権所有]『新しい時代に対応した学校図書館の施設・環境づくり～知と心のメディアセンターとして～』文教施設協会, 2001,3.

18 中央教育審議会教育課程部会教育課程企画特別部会「論点整理」では、これからの教育課程の理念を社会に開かれた教育課程として提起している。

学習指導要領改訂では、新しい時代に必要となる資質・能力の育成目標を、1) 何を知っているか、何ができるか(個別の知識・技能)、2) 知っていること・できることをどう使うか(思考力・判断力・表現力等)、3) どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか(学びや人間性に向かう力)としている。

このため、育成すべき資質・能力を踏まえた教科・科目等の新設や目標・内容の見直しと共に、アクティブ・ラーニングの視点からの不断の授業改善を提起している。

教育課程企画特別部会における論点整理について(報告)平成27年8月26日, 教育課程企画特別部会

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/053/sonota/1361117.htm

[確認: 2016年9月25日]

19 「デジタル教科書」の位置付けに関する検討会議 「「デジタル教科書」の位置付けに関する検討会議 中間まとめ」平成28年6月

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/110/houkoku/_icsFiles/afieldfile/2016/06/17/1372596_01_3.pdf

[確認: 2016年9月25日]

20 『ICT教育ニュース』2016年8月3日

「「デジタル教科書は“紙と同一”に」!? DiTTで中間まとめを語る」

<http://ict-enews.net/2016/08/02ditt-2/>

[確認: 2016年9月25日]

21 総務省「電波政策2020懇談会報告書」平成28年7月

http://www.soumu.go.jp/main_content/000430220.pdf

[確認: 2016年9月25日]

22 これからの避難所にはWi-Fi環境がきちんと整備されている必要があり、平時は教育目的に使用し、緊急時は防災、減災対策に活用する、防災力強化と教育ICT環境整備を併せた構想である。

23 中央教育審議会「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について(答申)」平成27年12月21日

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1365657.htm

[確認: 2016年9月25日]

24 中央教育審議会「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について(答申)」平成27年12月21日

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1365761.htm

[確認: 2016年9月25日]

25 「資料1 学校司書の資格・養成等の在り方について(案)」平成28年8月 学校司書の資格・養成等に関する作業部会

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/115/shiryo/attach/1376819.htm

[確認: 2016年9月25日]

26 「「学校司書の資格・養成等の在り方について」の検討—学校図書館の整備充実に関する調査研究協力者会議・作業部会—」

『情報学= Journal of Informatics』13(2), 2016.10. 掲載予定。

27 「資料1 学校司書の資格・養成等の在り方について(案)」(平成28年8月 学校司書の資格・養成等に関する作業部会)の「1. 学校司書の資格・養成等に関する基本的な考え方について」より引用。

28 一般社団法人社会調査協会

http://jasr.or.jp/participation/what_sr.html

[確認: 2016年9月25日]

29 社会調査士の認定科目は、次である。

- A. 社会調査の基本的事項に関する科目
 - B. 調査設計と実施方法に関する科目
 - C. 基本的な資料とデータの分析に関する科目
 - D. 社会調査に必要な統計学に関する科目
 - E. 多変量解析の方法に関する科目
 - F. 質的な調査と分析の方法に関する科目
 - G. 社会調査を実際に行う経験を学習する科目
- ただし、E.とF.は、選択科目である。

http://jasr.or.jp/participation/what_sr.html

[確認: 2016年9月25日]

30 「大学等の履修証明制度について」

http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shoumei/index.htm

[確認: 2016年9月25日]

及び、「大学等における履修証明(certificate)

制度の概要」

(趣旨)

教育基本法第7条及び学校教育法第83条の規定により、教育研究成果の社会への提供が大学の基本的役割として位置づけられたことや、中教審答申の提言等を踏まえ、平成19年の学校教育法改正により、履修証明の制度上の位置付けを明確化。これにより、各大学等(大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専門学校)における社会人等に対する多様なニーズに応じた体系的な教育、学習機会の提供を促進。

(制度の概要)※ 具体的要件については学校教育法施行規則(省令)において規定以下の要件を満たす履修証明プログラムを大学等が提供できることとした。

○対象者：社会人(当該大学の学生等の履修を排除するものではない)

○内容：大学等の教育・研究資源を活かし一定の教育計画の下に編成された、体系的な知識・技術等の習得を目指した教育プログラム

○期間：目的・内容に応じ、総時間数120時間以上で各大学等において設定

○証明書：プログラムの修了者には、各大学等により、学校教育法の規定に基づくプログラムであること及びその名称等を示した履修証明書を交付

○質保証：プログラムの内容等を公表するとともに、各大学等においてその質を保証するための仕組みを確保

http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2015/12/28/1365328_01_1.pdf

[確認：2016年9月25日]

³¹ ただし、2科目4単位は、「学校図書館情報サービス論」の読み替え科目としての、「司書資格科目「情報サービス論」及び「情報サービス演習」の2科目4単位である。

³² 例えば、次のような条項への改正が望まれる。

(学校司書)

第六条 学校には、前条第一項の司書教諭のほか、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員(次項において「学校司書」という。)を置くように努めなければならない。

2 前項の学校司書は、大学等における学校司書養成課程を修了した者でなければならない。

3 学校司書養成課程において履修すべき科目及び単位その他必要な事項は、文部科学省令で定める。

³³ 前掲7)